

# 新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令等の一部改正について

## 概要

令和2年1月31日閣議決定

○ 令和2年1月に問題となっている新型コロナウイルスについて、感染症法に基づく指定感染症及び検疫法に基づく検疫感染症に指定する政令の施行期日を、公布の日(令和2年1月28日)から起算して4日を経過した日(2月1日)とする。

【施行日を改める政令】 新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令  
検疫法施行令の一部を改正する政令

(※)従来の施行期日は、公布の日から起算して10日を経過した日(2月7日)

## <参考>

**指定感染症:** 既に知られている感染性の疾病(一類感染症、二類感染症、三類感染症及び新型インフルエンザ等感染症を除く。)であって、感染症法上の規定の全部又は一部を準用しなければ、当該疾病のまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあるものとして政令で定めるもの(感染症法第6条)

**検疫感染症:** 国内に常在しない感染症のうちその病原体が国内に侵入することを防止するためその病原体の有無に関する検査が必要なものとして政令で定めるもの(検疫法第2条第3号)

	これまでの対策	指定感染症、検疫感染症に指定した場合、実施可能となる措置
国内対策	(1) 診療 地方自治体や医療機関に対し、武漢市に滞在歴があり、呼吸器症状を発症して医療機関を受診した患者については、新型コロナウイルス感染症を念頭においた診療を行うよう依頼。 患者の医療費については、自己負担であり、協力が得られにくいことがある。(入院を拒否される可能性も)	 ① 患者に対する入院措置や公費による適切な医療の提供
	(2) 報告・検査 医療機関において原因不明の肺炎患者を診察した場合に保健所に報告の上、国立感染症研究所で検査を行う制度(疑似症サーベイランス)の運用 協力ベースであり、医師の義務ではない。	 ② 医師による迅速な届出による患者の把握
	(3) 濃厚接触者の把握 国内で確認された感染者1名の濃厚接触者を特定し、健康状態の確認を実施 法律に基づくものではないため、患者の協力が得られにくいことがある。	 ③ 患者発生時の積極的疫学調査(接触者調査)
検疫	(1) 発熱の確認(サーモグラフィ) (2) 自己申告の呼びかけ 協力ベースであり、協力が得られにくいことがある。	質問、診察・検査、消毒等が可能となる。 (隔離・停留はできない。)



緊急情報にアップしています。

緊急情報

1月31日

- [新型コロナウイルスに関連した肺炎について](#)
- [台風19号関連情報特設ページ](#)

- ▶ [川崎市防災情報ポータルサイト](#)
- ▶ [緊急情報・日頃の備え](#)

Colors, Future! 川崎市

# 川崎市職員採用説明会

3.14 sat.

画像1 画像2 画像3

画像を表示 テキストを表示

区役所ホームページ



- ▶ [川崎区](#)
- ▶ [幸区](#)
- ▶ [中原区](#)
- ▶ [高津区](#)
- ▶ [宮前区](#)
- ▶ [多摩区](#)
- ▶ [麻生区](#)

毎日の暮らしに関する情報

サンキューコールかわさき  
044-200-3939  
(市政に関するお問合せ・ご相談)

[よくある質問 \(FAQ\)](#)

川崎市公式  
かわさきアプリ

こんなときには


がいこくじんのかたへ  
(やさしいにほんご)

かわさきし  
子育て応援ナビ

地域情報連携サイト

よく利用される情報

- [届出・手続き・相談](#)
- [ごみ・リサイクル](#)
- [電子申請\(ネット窓口かわさき\)](#)
- [川崎市教育委員会](#)
- [上下水道局](#)

川崎市からのお知らせ・告知

お知らせ

ピックアップ情報

- [羽田空港の実機飛行確認が実施される可能性があります\(本日2月3日の予報\)](#)
- [介護保険料年間納付済額のお知らせ問い合わせ先電話番号の記載誤りについて](#)
- [令和2年4月の保育所等利用申請において入所保留となった方へ](#)
- [保育所等の受入可能数\(予定\)・利用調整結果\(1月\)について](#)
- [「川崎市差別のない人権尊重のまちづくり条例」が制定されました](#)
- [【台風第19号関連】災害に対する義援金の第1次配分について](#)
- [【台風19号関連】河川関係の浸水被害に関する特設ページ](#)
- [【台風19号関連】排水樋管周辺地域における浸水被害に関する特設ページ](#)

[▶ お知らせの一覧を見る](#)

募集情報

- [【意見募集】特定個人情報保護評価について\(2月7日まで\)](#)

[▶ 募集情報一覧へ](#)

市政に関する情報

市長の部屋



市議会



報道発表資料

入札情報

市政情報

- [市長記者会見](#)
- [市公報](#)
- [市政だより](#)
- [総合計画](#)
- [行財政改革](#)
- [主な計画・事業](#)
- [政策評価](#)
- [Web自治基本条例](#)
- [意見公募\(パブリックコメント\)](#)
- [統計情報](#)
- [オープンデータ](#)
- [広報・広聴](#)
- [マイナンバー制度](#)

[▶ 市政情報一覧へ](#)

かわさき  
パラムーブメント





現在位置: [トップページ](#) > 【緊急情報】新型コロナウイルスに関連した肺炎について

## 【緊急情報】新型コロナウイルスに関連した肺炎について

ツイッターへのリンクは別ウィンドウで開きます



2020年1月31日

### ■ 新型コロナウイルスに関連した肺炎について

中華人民共和国湖北省武漢市において、令和元年12月以降、新型コロナウイルスによる肺炎患者の発生が複数報告されています。国内でも新型コロナウイルスに関連する肺炎患者の発生が確認されたことを厚生労働省が発表しています。

#### ▶ 市民の皆さまへ

新型コロナウイルス感染症は、我が国において、現在、ヒトからヒトへの感染が認められましたが、現時点では広く流行が認められている状況ではありません。

#### ○現時点においては、医療機関において症状のない方の検査を行うことは出来ません。

○風邪やインフルエンザが多い時期であることを踏まえて、咳エチケットや手洗い等、通常の感染対策を行うことが重要です。

○武漢市から帰国・入国される方あるいはこれらの方と接触された方におかれましては、咳や発熱等の症状がある場合には、マスクを着用するなど、武漢市の滞在歴があることや武漢市に滞在歴がある方と接触したことを事前に医療機関に連絡した上で、受診していただきますようお願いいたします。

咳エチケットや手洗い等の詳細は下記をご覧ください。

[咳エチケットについて（厚生労働省ホームページ）](#) [外部リンク](#)

[手洗いで感染症予防（国立感染症研究所）](#) (PDF形式, 687.88KB)

#### 新型コロナウイルス関連肺炎を疑う場合の国の定義（2020年1月27日現在）

発熱（37.5℃以上）かつ咳などの呼吸器症状  
があり発症から2週間以内に  
（ア）武漢市を訪問した。  
または  
（イ）「武漢市への渡航歴があり、発熱かつ呼吸器症状を有する人」と接触した。

上記に当てはまる場合は、最寄りの区役所衛生課へお電話ください。

（お問い合わせ先はこのページ下部に記載）

また、中国湖北省武漢市以外でも海外訪問後に症状があるなど、御心配がある場合は御相談ください。

#### ▶ 医療機関の皆さまへ

2週間以内に武漢市滞在歴のある方や「武漢市への渡航歴があり、発熱かつ呼吸器症状を有する人」との接触歴がある方を診察した際は医療機関所在地の区役所衛生課まで御連絡くださいますようお願いいたします。

また、武漢市に滞在歴がある発熱や呼吸器症状を呈している患者については受診時の院内感染対策を徹底するようお願いいたします。院内感染対策の詳細については、下記を御参照ください。

[中国湖北省武漢市で報告されている新型コロナウイルス関連肺炎に対する対応と院内感染対策（国立感染症研究所）](#) [外部リンク](#)

所在地の保健所支所（区役所衛生課）	連絡先	平日8時30分～17時15分
川崎区役所	044-201-3223	
幸区役所	044-556-6682	
中原区役所	044-744-3280	
高津区役所	044-861-3321	
宮前区役所	044-856-3265	
多摩区役所	044-935-3310	

麻生区役所

044-965-5163

**各区役所衛生課 夜間・休日（区役所の担当者が受け付け、衛生課の担当者から折り返します）**

※ 武漢市からの帰国後2週間以内に、発熱（37.5℃以上）かつ咳などの呼吸器症状がある方、

又はそのような方と接触後2週間以内に発熱（37.5℃以上）かつ咳などの呼吸器症状がある方の相談のみの対応とさせていただきます。

**夜間・休日連絡先**

川崎市役所	044-201-3185
幸区役所	044-556-6638
中原区役所	044-744-3192
高津区役所	044-861-3350
宮前区役所	044-856-3117
多摩区役所	044-935-3137
麻生区役所	044-965-5173

**参考**

新型コロナウイルスに係る厚生労働省電話相談窓口（コールセンター）

電話番号：03-3595-2285

受付時間：9時00分～21時00分

神奈川県新型コロナウイルス肺炎 専用ダイヤル

電話番号：045-285-0536

受付時間：（平日）8時30分～17時15分

（土日休日）10時00分～16時00分

**関連記事**

- [中華人民共和国湖北省武漢市における新型コロナウイルス関連肺炎の発生について（厚生労働省）](#) [外部リンク](#)
- [厚生労働省検疫所ホームページ](#) [外部リンク](#)
- [神奈川県新型コロナウイルス肺炎ホームページ](#) [外部リンク](#)

**お問い合わせ先**

川崎市 健康福祉局保健所感染症対策課

〒212-0013 川崎市幸区堀川町580番地 ソリッドスクエア西館12階 なお、郵便物の宛先は「〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地」としてください。

電話：044-200-2441

ファクス：044-200-3928

メールアドレス：[40kansen@city.kawasaki.jp](mailto:40kansen@city.kawasaki.jp)



2020年02月03日(月)

健康増進課 北村 卓也 内線(32721)

連絡先変更

個人設定

- スケジュール
- 施設予約
- メール
- アドレス帳
- ライブラリ
- 行先掲示
- ワークフロー
- 掲示板
- 閲覧板
- 伝言/通知
- 電子会議
- ToDo
- 庁内リンク
- 登退庁表示

その他メニュー

### ライブラリ

ドキュメント検索 ヘルプ

各課の部屋 会議資料 情報共有広場

- 各課の部屋
  - ★各課の部屋について
  - 総務企画局
  - 財政局
  - 市民文化局
  - 経済労働局
  - 環境局
  - 健康福祉局
    - 総務部
    - 医療保険部
    - 地域包括ケア推進室
    - 障害保健福祉部
    - 保健医療政策室
    - 保健所
      - 保健所健康増進課
      - 保健所生活衛生課
      - 保健所感染症対策課
        - 予防接種担当
        - エイズ・結核担当
        - 新型コロナウイルス感染症
  - こども未来局
  - まちづくり局
  - 建設緑政局
  - 港湾局
  - 臨海部国際戦略本部
  - 川崎区役所
  - 幸区役所

### [各課の部屋>健康福祉局>保健所>保健所感染症対策課>新型コロナウイルス感染症] ドキュメント一覧

- フォルダ情報
- フォルダ登録
- ドキュメント登録
- フォルダ表示順変更
- ドキュメント表示順変更

タイトル	更新日
020201 厚生労働省 検疫対応に際しての滞在歴に関する確認	2020/02/03
020201 対策本部会議 第4回資料	2020/02/03
020201 厚生労働省 新型コロナウイルスに関するQ&A(事業者向け)	2020/02/03
020131 厚生労働省 指定感染症として定める等の政令等の一部改正	2020/02/03
020131 厚生労働省 新型コロナウイルスに関するQ&A(0131時点)	2020/02/03
020131 対策本部会議 第3回資料	2020/02/03
020131 対策本部会議設置の報道発表資料	2020/01/31
020131 総務企画局 かわさきFMへの岡部先生の出演	2020/01/31
020131 危機管理室 事務打ち合わせの開催案内	2020/01/31
020131 対策本部会議 第2回資料	2020/01/31
020131 厚生労働省 WHOの緊急事態宣言	2020/01/31
020130 財政局 新型コロナウイルスへの対応(財政措置)	2020/01/31
020130 横浜市 横浜港新型コロナ関係者連絡会議開催案内	2020/01/31
020130 総務企画局 瀋陽市に対し、支援物資(サージカルマスク)の支援	2020/01/30
020130 経済労働局 市内中層企業向け「経営相談窓口」の設置	2020/01/30
020130 対策本部会議 第1回資料	2020/01/30
020130 閣議決定 新型コロナウイルス感染症対策本部の設置について	2020/01/30
020129 経済労働局 湖北省に拠点を持つ市内企業について(概報)	2020/01/30
020129 交通局 運転手のマスク着用について	2020/01/30
020128 内閣官房 関係省庁における対応状況一覧(0128現在)	2020/01/29
020129 文部科学省 中国から帰国した児童生徒等への対応について	2020/01/30

庁内向けとして、  
 各種国からの通知等について、  
 グルかわーライブラリ各課の部屋  
 ー健康福祉局保健所感染症対策課のページに  
 格納しています。

事務連絡  
令和2年2月1日

各都道府県衛生主管部（局） 御中

厚生労働省医政局地域医療計画課  
厚生労働省健康局結核感染症課

### 新型コロナウイルス感染症に対応した医療体制について

新型コロナウイルス感染症について、感染の程度は依然として明らかではありませんが、中華人民共和国湖北省武漢市の滞在歴がない国内症例が発生している状況です。国民の不安を軽減するとともに、まん延をできる限り防止する観点から、貴都道府県内の保健所を設置する市及び特別区とも調整の上、下記のとおり、医療体制の整備を行っていただくようお願いします。なお、本件に係る補足事項については、別途御連絡する予定としています。

また、「帰国者・接触者外来」の設置状況、受診者数等及び「帰国者・接触者相談センター」の設置状況、相談件数等についての報告を別途依頼する予定ですので申し添えます。

### 記

#### 1. 「帰国者・接触者外来」の設置について

新型コロナウイルス感染症の感染拡大に十分対応し、同感染症の疑い例（以下単に「疑い例」という。）（※）を、診療体制等の整った医療機関に確実につなぐため、疑い例を診察する「帰国者・接触者外来」を設置すること。目安として、2月上旬を目途に、二次医療圏ごとに1箇所以上、地域の感染状況等を鑑みながら設置すること。なお、「帰国者・接触者外来」を設置する医療機関は、感染症指定医療機関であることも可能である。

「帰国者・接触者外来」については、疑い例が新型コロナウイルス感染症以外の疾患の患者と接触しないよう、可能な限り動線を分ける（少なくとも診察室は分けることが望ましい）、必要な検査体制を確保する、医療従事者の十分な感染対策を行うなど、国民の不安を軽減するとともに、まん延をできる限り防止するよう努めること。

また、「帰国者・接触者外来」の設置に当たって、都道府県は以下の点に留意すること。

- ・新型コロナウイルス感染症の検査体制について、あらかじめ「帰国者・接触者外

来」を持つ医療機関と共有しておくこと。

- ・「帰国者・接触者外来」の運営支援のため、感染対策資機材の調達、人材の配分、医薬品の確保等を行うこと。
- ・「帰国者・接触者外来」を持つ医療機関名やその場所については、2の「帰国者・接触者相談センター」が相談を受け付け、受診が必要であると判断した場合に知らせること。なお、「帰国者・接触者相談センター」を通じて受診手順を理解した状態で疑い例が受診することで十分な感染防止を行うという「帰国者・接触者外来」の趣旨から、一般への公表については、原則行わないものとする。ただし、「帰国者・接触者相談センター」を通じずに疑い例が受診しても十分な感染防止を行うことができ、また、通常より多数の患者が受診することとなったとしても診療体制に支障を来さない医療機関であるような場合には、この限りではない。

(※) 新型コロナウイルス感染症の疑い例の定義（現時点の定義であり、今後変更の可能性はある。）

以下のⅠおよびⅡを満たす場合を「疑い例」とする。

Ⅰ 発熱(37.5 度以上)かつ呼吸器症状を有している。

Ⅱ 発症から 2 週間以内に、以下の (ア)、(イ) の曝露歴のいずれかを満たす。

(ア) 武漢市を含む湖北省への渡航歴がある。

(イ) 「武漢市を含む湖北省への渡航歴があり、発熱かつ呼吸器症状を有する人」との接触歴がある。

## 2. 「帰国者・接触者相談センター」の設置について

電話での相談を通じ、疑い例を「帰国者・接触者外来」へ受診させるよう調整を行う、「帰国者・接触者相談センター」を、1と同様に2月上旬を目途に、各保健所等に設置すること。

また、疑い例に該当する者は、医療機関を受診する前にまず「帰国者・接触者相談センター」へ電話により問い合わせること等を地域住民へ広く周知すること。

「帰国者・接触者相談センター」は、具体的には以下の対応を行う。

- ・疑い例から電話で相談を受け、「帰国者・接触者外来」へと受診調整する。
- ・その際、受診するよう指導した「帰国者・接触者外来」の電話番号を本人又はその家族等に伝え、受診前に必ず連絡して、受診する時刻及び入口等について問い合わせるよう指導する。
- ・状況に応じて、相談対応、受診調整が円滑に実施されるよう、適宜、対応人数、開設時間等を調整する。
- ・疑い例に該当しない場合は、適切な情報を与え、必要に応じて一般の医療機関を受診するよう指導する。

なお、「帰国者・接触者相談センター」は、全ての相談を受けるのではなく、疑い例を対象としたものであることに留意すること。(4. も参照のこと)

## 3. 一般の医療機関における診療について

一般の医療機関においては、患者が本来「帰国者・接触者外来」を受診すべき疑い例であることが受付等で判明した場合は、「帰国者・接触者相談センター」へ連絡の上での「帰国者・接触者外来」の受診を案内するよう、管内の医療機関に対し周知を図ること。

#### 4. 一般電話相談の受付について

現在、厚生労働省では新型コロナウイルスに関する一般電話相談窓口を開設し、その電話番号をホームページにて公開しているところであるが、併せて貴都道府県の一般電話相談窓口に関する電話番号も掲載したいと考えている。

については、厚生労働省にて、貴都道府県の一般電話相談窓口に関する連絡先を別添1のとおりまとめているため、確認の上、①掲載の可否、②載せられない場合の理由、③連絡先の修正の有無について、下記の連絡先まで返信いただくようお願いする。

なお、住民の方々から相談を受けた場合は、別添2のQ&Aを御参考に、御対応いただきたい。

連絡先：[nCOV-2019@mhlw.go.jp](mailto:nCOV-2019@mhlw.go.jp)（※切：2／5（水））

#### <参考>

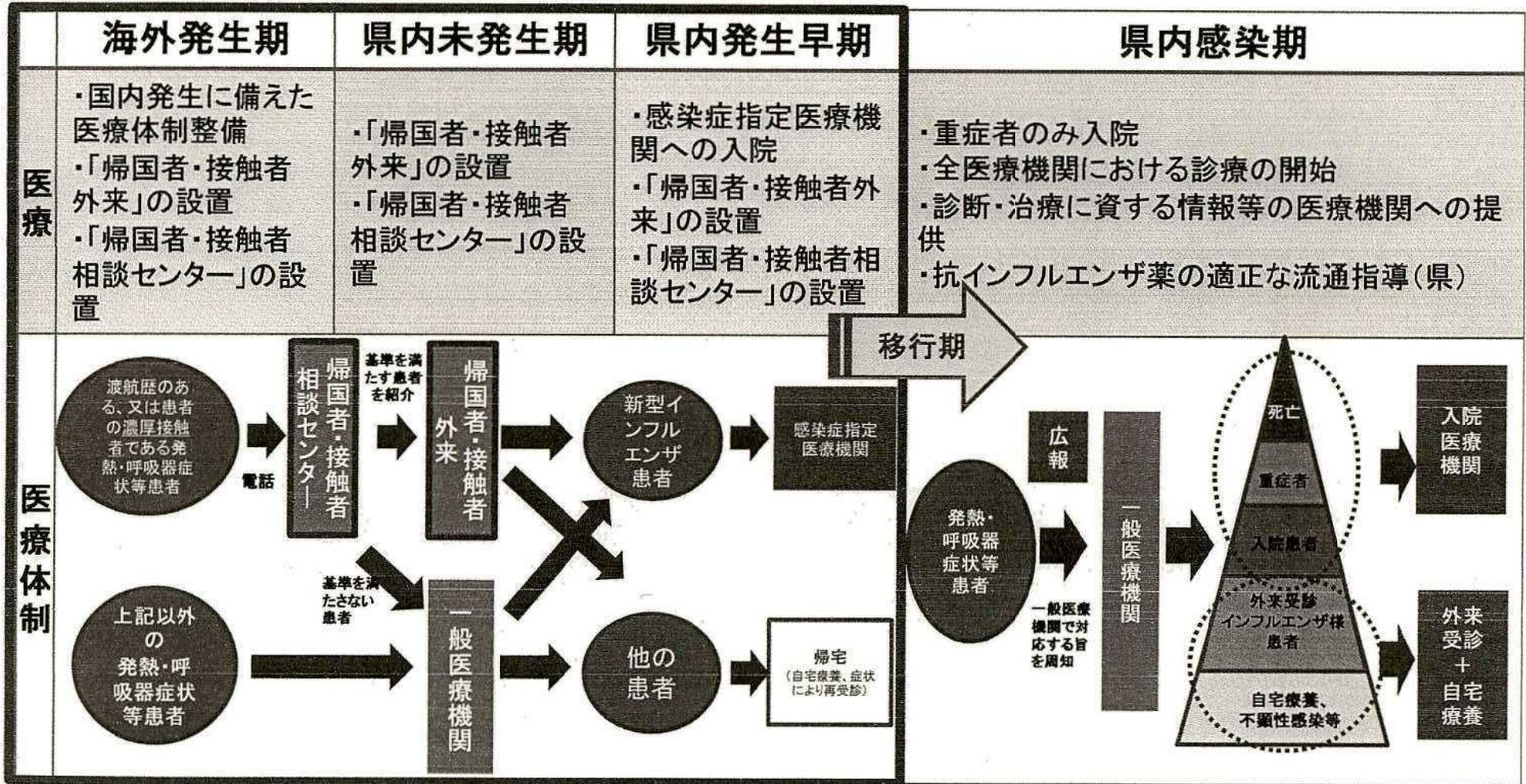
○厚生労働省ホームページ掲載「新型コロナウイルスに関するQ&A」

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou\\_iryuu/dengue\\_fever\\_ga\\_00001.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/dengue_fever_ga_00001.html)

○厚生労働省の電話相談窓口 電話番号 03-3595-2285

受付時間 9時00分～21時00分（土日・祝日も実施）

# 川崎市新型インフルエンザ等行動計画に基づく 医療体制整備について



※図: 新型インフルエンザ等対策有識者会議 医療・公衆衛生に関する分科会(第2回)資料から抜粋

# 新型コロナウイルスに関するQ&A

(令和2年2月2日時点版)

## 一般の方向け

### 問1 コロナウイルスはどのようなウイルスですか？

発熱や上気道症状を引き起こすウイルスで、人に感染を起こすものは6種類あることが分かっています。そのうち、中東呼吸器症候群（MERS）や重症急性呼吸器症候群（SARS）などの、重症化傾向のある疾患の原因ウイルスも含まれています。それ以外の4種類のウイルスは、一般の風邪の原因の10～15%（流行期は35%）を占めます。

詳しくは、国立感染症研究所「コロナウイルスとは」をご覧ください。

<https://www.niid.go.jp/niid/ja/kansennohanashi/9303-coronavirus.html>

[ページの先頭へ戻る](#)

### 問2 武漢市での新型コロナウイルス関連肺炎事例の概要は？

中華人民共和国湖北省武漢市において、令和元年12月以降、新型コロナウイルス関連肺炎の発生が報告され、中国を中心に、世界各国からも発生が報告されています。

詳細は以下のページを参照ください。

厚生労働省HP：「中華人民共和国湖北省武漢市における新型コロナウイルス関連肺炎の発生について」

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708\\_00001.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html)

[ページの先頭へ戻る](#)

### 問3 新型コロナウイルスはヒトからヒトへうつるのですか？

新型コロナウイルス感染症の現状からは、中国国内ではヒトからヒトへの感染は認められるものの、我が国において、現在、流行が認められている状況ではありません。

国民の皆様におかれては、風邪や季節性インフルエンザ対策と同様にお一人お一人の咳エチケットや手洗いなどの実施がとても重要です。感染症対策に努めていただくようお願いいたします。

(参考) [咳エチケットについてはこちら](#)

[ページの先頭へ戻る](#)

## 問4 潜伏期間はどのくらいの長さですか？

潜伏期間は現在のところ不明ですが、他のコロナウイルスの状況などから、最大14日程度と考えられています。

他のコロナウイルスについては、[国立感染症研究所「コロナウイルスとは」](#)をご覧ください。

[ページの先頭へ戻る](#)

## 問5 発生状況や死亡者数は？

最新の状況については、厚生労働省HP：「中華人民共和国湖北省武漢市における新型コロナウイルス関連肺炎の発生について」の「◆発生状況について」をご覧ください。

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708\\_00001.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html)

[ページの先頭へ戻る](#)

## 問6 予防法はありますか？

一般的な衛生対策として、風邪や季節性インフルエンザ対策と同様に、咳エチケットや手洗い、うがい、アルコール消毒など行っていただくようお願いいたします。

また、武漢市から帰国・入国される方あるいはこれらの方と接触された方におかれましては、咳や発熱等の症状がある場合には、マスクを着用するなどし、事前に保健所へ連絡したうえで、受診していただきますよう、御協力をお願いいたします。

また、医療機関の受診にあつては、武漢市の滞在歴があることまたは武漢市に滞在歴がある方と接触したことを事前に申し出てください。

[ページの先頭へ戻る](#)

## 問7 湖北省に滞在していましたがどのように対応すれば良いですか？

入国してから2週間の間に、発熱や呼吸器症状がある場合には、マスクを着用するなどの咳エチケットを実施の上、あらかじめ保健所に連絡の上速やかに医療機関を受診していただきますよう、御協力をお願いします。なお、受診に当たっては、湖北省への滞在歴があることを申告してください。ご不明な点は、最寄りの保健所にお問い合わせください。

また、湖北省に滞在していた方と接触された方で咳や発熱等の症状がある場合にも同様に受診してください。

[ページの先頭へ戻る](#)

## 問8 厚生労働省ではどのような対応を行っていますか？

水際対策として、中国からの全ての航空便等において、健康カードの配布や、乗客者への注意喚起の機内アナウンスを実施するよう、航空会社等に要請しています。

また、国内での感染拡大防止のため、原因が明らかでない肺炎等の患者を早期に把握し、適切に検査する仕組みを強化しております。さらに、感染の拡大を防ぐために、濃厚接触者の把握と健康状態の着実な確認などに取り組んでいます。

また、新型コロナウイルス感染症を感染症法上の指定感染症に指定する政令が施行され、患者に加え感染が疑われる方に対する入院措置やそれに伴う医療費の公費負担も可能としました。

また、厚生労働省ホームページやTwitterで国民の皆様へ正確な情報を迅速にお伝えするとともに、海外渡航者向け検疫所ホームページ「FORTH」において、渡航者への迅速な情報提供及び注意喚起を行っています。

【情報発信サイト】

検疫所FORTH: <https://www.forth.go.jp/topics/fragment1.html>

厚生労働省HP: [https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708\\_00001.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html)

厚生労働省Twitter: <https://twitter.com/MHLWitter/status/1218053513495769088>

[ページの先頭へ戻る](#)

## 問9 多言語でHPを確認したいのですが

こちらの手順で厚生労働省HPの言語切り替えができます。現在は英語、中国語、韓国語に対応しております。

厚生労働省HPの左上の「言語切替」のタブをクリック



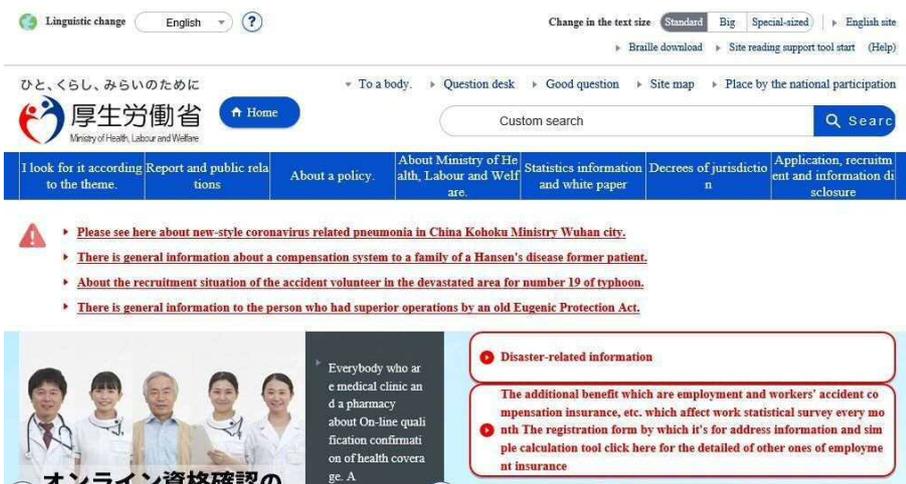
言語が選べます



各言語でお知らせが出来ますので、お読みになり下部をクリックください。(※画像は英語です)



ページが選んだ言語に変わります。



[ページの先頭へ戻る](#)

## 医療機関・検査機関の方向け

## 問10 診断方法にはどのようなものがありますか？

診断方法としては、核酸増幅法(PCR法など)がありますが、実際に検査を検討する場合は、「疑似症定点」の医療機関から疑似症として保健所に届出後、地方衛生研究所または国立感染症研究所で検査することになります。

まずはお近くの保健所にお問い合わせください。

[ページの先頭へ戻る](#)

## 問11 鑑別を要する疾患は何ですか？

肺炎を認める際には、市中肺炎の他、インフルエンザやアデノウイルス感染症が鑑別に挙げられます。そのほか、渡航歴などにより、MERSなども追加して鑑別に挙げられます。

[ページの先頭へ戻る](#)

## 問12 どのような治療方法がありますか？

有効な抗ウイルス薬等の特異的な治療法はなく、対症療法を行います。

詳しくは国立感染症研究所のHP「新型コロナウイルス（2019-nCoV）」に掲載の関連するガイダンスをご参照ください。

<https://www.niid.go.jp/niid/ja/diseases/ka/corona-virus/2019-ncov.html>

[ページの先頭へ戻る](#)

## 問13 疑い患者を取り扱う上での注意点はありますか？

手洗いなど一般的な衛生対策を心がけてください。手など皮膚の消毒を行う場合には、消毒用アルコール（70％）を、物の表面の消毒には次亜塩素酸ナトリウム（0.1％）が有効であることが分かっています。

詳しくは国立感染症研究所のHP「新型コロナウイルス（2019-nCoV）」に掲載の関連するガイダンスをご参照ください。

<https://www.niid.go.jp/niid/ja/diseases/ka/corona-virus/2019-ncov.html>

[ページの先頭へ戻る](#)

## 問14 疑い患者検体（サンプル）を取り扱う場合の注意点はありますか？

検体を扱う際にも、患者の取り扱い時と同様の感染対策をお願いします。

詳しくは国立感染症研究所のHP「新型コロナウイルス（2019-nCoV）」に掲載の関連するガイダンスをご参照ください。

<https://www.niid.go.jp/niid/ja/diseases/ka/corona-virus/2019-ncov.html>

[ページの先頭へ戻る](#)

## 問15 疑似症の届出は必要ですか？

武漢市からの帰国者など、集中治療その他これに準ずるものが必要な場合や臨床症状から肺炎と診断され、かつ、直ちに特定の感染症と診断ができない場合においては、直ちに疑似症として届け出る必要があります。

届出様式は下記のホームページからダウンロードすることができます。

<https://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekaku-kansenshou11/01-07-01.html>

なお、疑似症定点に指定されている医療機関以外の医療機関においては、疑似症の届出は必須ではありませんが、保健所に連絡のうえ、検査の実施などについて相談してください。

[ページの先頭へ戻る](#)

## 問16 疑い患者が疑似症定点ではない施設を受診した場合はどのように対応すればよいですか？

管轄する自治体の保健所にご相談いただきますようお願いいたします。

[ページの先頭へ戻る](#)

## 問17 自治体で行政検査を実施する場合、検査方法等の技術的な内容に関する相談窓口はありますか？

新型コロナウイルス感染を疑う患者の検査方法の技術的な相談は、国立感染症研究所のHP「新型コロナウイルス（2019-nCoV）」に掲載の関連するガイダンスをご参照いただき、国立感染症研究所ウイルス3部にお問い合わせください（疫学調査に関する内容は感染症疫学センターにお問い合わせください）。

※国立感染症研究所のHP「新型コロナウイルス（2019-nCoV）」  
<https://www.niid.go.jp/niid/ja/diseases/ka/corona-virus/2019-ncov.html>

[ページの先頭へ戻る](#)

## 問18 検査が陽性となった場合の行政の対応は？

保健所では、都道府県や国とも連携しながら、必要に応じて積極的疫学調査を実施します。

詳しくは以下に掲載の情報をご参照ください。

・厚生労働省HP：「中華人民共和国湖北省武漢市における新型コロナウイルス関連肺炎の発生について」の「1 自治体・医療機関向けの情報」

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708\\_00001.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html)

・国立感染症研究所のHP「新型コロナウイルス（2019-nCoV）」に掲載の関連するガイドランス

<https://www.niid.go.jp/niid/ja/diseases/ka/corona-virus/2019-ncov.html>

[ページの先頭へ戻る](#)

## 問19 在日中国人の方への案内はありますか？

**领事保护与服务24小时热线**：+86-10-12308、+86-10-59913991

邮箱：[lss@mfa.gov.cn](mailto:lss@mfa.gov.cn)

如涉及海外中国公民安全与合法权益事项求助与咨询，请直接拨打+86-10-12308热线求助与咨询。



**领事保护24時間ホットライン**：+86-10-12308、+86-10-59913991

メールアドレス：[lss@mfa.gov.cn](mailto:lss@mfa.gov.cn)

海外にいる中国国民の皆様へ、安全やお困りごとについてご質問があれば、+86-10-12308にお問い合わせください。



[PDF\(35KB\)](#)

下記をご案内ください。（中国大使館領事部作成）



- ▶ [PDFファイルを見るためには、Adobe Readerというソフトが必要です。Adobe Readerは無料で配布されていますので、こちらからダウンロードしてください。](#)